

<生活・ビジネスインフラ WG 2005/11/24 質問事項>

1. 廃棄物の定義について

リサイクル可能物も含めて、一定の管理下に置くことで、ぞんざいに扱われる可能性を低くすることは必要である。そのことを担保しながら、リサイクル可能物を出来る限りスムーズにリサイクルさせる制度にしていく必要があると考えるが御省の見解を伺いたい。

(回答)

廃棄物については環境保全上支障を生じる可能性を常に持っており、こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることによって否定されるものではないから、リサイクル可能物においても不要物全体を廃棄物として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて制度的に管理しつつ、再生利用認定制度等の十分な活用等、同法の適切な運用によりリサイクルを進めることが必要であると考えている。

2. 廃棄物の区分について

一般廃棄物と産業廃棄物の区分による不具合事例が存在している。廃棄物処理法を遵守することで、非効率な処理を余儀なくされている事例が存在していることは、御省もご存知であると思うが、そういった事例に対して、抜本的な区分の問題の解決を目指すべきと考えるのか、それとも、事例毎に関係事業団体といろいろな機会に意見交換しながら実態を把握して対応するのか、ご意見を伺いたい。

(回答)

廃棄物の区分については、平成14年11月に、産業界及び関係業界等との議論を踏まえた、中央環境審議会による意見具申において、

「排出事業者責任の下で処理されている産業廃棄物については、処理施設の不足、不法投棄の多発等の状況が見られること、また、排出事業者責任の徹底を軸とした産業廃棄物分野の構造改革を進めているところであるが、それがまだ緒についたばかりであること、さらには、そのような厳格な排出事業者責任について、現在事業系一般廃棄物として整理されている廃棄物の排出事業者全てが負担できるかという問題がある。

一方、一般廃棄物については市町村や民間業者により適切に処理されている状況や、事業系一般廃棄物が日常生活に伴って排出される通常の一般廃棄物と同様の性状を有する場合もあることなどにかんがみれば、ダムの流木、道路管理に伴い生じる剪定枝、廃火薬など、その性状、排出量、処理困難性等の問題から市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いものについて、個々に産業廃棄物への振り分けの上で、それ以外の事業系一般廃棄物については、当面、市町村の処理責任の下、排出抑制の推進の観点から、排

出事業者としての責務にかんがみ適正な処理負担を求めるとともに、一定以上の量を排出する事業者に対する減量計画の策定に係る制度の強化等により、排出事業者の責任を強化することも考えられる。」

とされたところである。

環境省としては、一般廃棄物について基本的には市町村や民間業者により適切に処理されているものと考えており、その性状、排出量、処理困難性等の問題から市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難い一般廃棄物について、個々に実態を把握し、排出事業者責任の下で処理される産業廃棄物にできないか検討することが適当であると考えている。これらについては、中央環境審議会の下に専門委員会を設置し、かかる検討を行うこととしたい。

御省の回答に、「事業者によって、事業系一般廃棄物であったり、産業廃棄物であったりすることになると、行政の当該廃棄物に係る監督等が困難になる」とあるが、市町村（行政）の裁量により、効率的な処理であると判断された場合、産業廃棄物と同一性状の一般廃棄物を産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に委託できることが可能となることに関しての御省のご意見を伺いたい。

（回答）

ご指摘のような場合にあっては、市町村が、区域内の一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分について、「効率的な処理を行うと判断される者」に対し、廃棄物処理法第7条第1項又は第6項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業の「許可」をしたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する、再生利用されることが確実であると市町村長が認められた一般廃棄物のみ収集若しくは運搬又は処分を業として行う者の「指定」を行ったりするなど、既存の制度を活用することで十分対応可能であるものとする。

木くず（木製パレット）について、の実態の把握状況と今後の対応について伺いたい。

（回答）

木くず（廃木製パレット）について、関係排出事業者等と意見交換を行う中で、その一部から、事業系一般廃棄物としての処理が困難な場合があるなどの理由から、産業廃棄物としての処理を可能としたい旨の御意見はいただいている。

一方、独自に県庁所在都市や保健所設置市などの主要都市の一部から木くず（廃木製パレット等）の処理状況を聞いたところ、区域内で発生する事業系一般廃棄物である木くずについて直営、委託又は許可業者のいずれかによる処分は行っているものの、直営又は委託による処分の場合にあっては事業系一般廃棄物である木くずの大きさや搬入量に係る受

入条件を付している状況も見受けられた。

このため、木くず（廃木製パレット）については、事業系一般廃棄物から産業廃棄物にする方向で、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえ、中央環境審議会の下に設置する専門委員会などの場を通じて検討することとしたい。

3．再生利用認定制度について

再生利用認定制度において、パーゼル対象物を対象外としていることに対して、有害特性と判断するものとしてパーゼル法の対象物に係る定義を活用しているところがあるが、再生利用認定制度上で既に、「当該再生利用の内容が生活環境の保全上支障がないものとして環境省令及び告示で定める基準に適合している場合に・・・」と担保されており、重複して担保する必要性はないと考えるが、御省の見解を伺いたい。

（回答）

対象物の範囲と再生利用の内容の基準は別の概念で、物と方法それぞれの観点から基準を定めているものであり、重複はしていない。再生利用認定制度は、不適正処理を防止するための各種規制措置の例外を設けるものであり、環境汚染防止を担保するため、これらの基準に従って認定することが必要である。

4．手続きの電子化について

「都道府県に電子化に係る状況及び意見を聴取した上で検討していきたい」とあるが、具体的スケジュールを示していただきたい。

（回答）

許可申請手続きの電子化について、都道府県等での手続き全般において電子申請が可能かどうか（現状において申請手続きをインターネットで行うための条件整備がどこまで行われているか）の調査を平成18年度に開始し、同年度中に廃棄物処理法上の手続きを電子申請で行う場合の法律的・技術的問題点を洗い出していく。

5．検討会

上記、廃棄物の定義、廃棄物の区分、不法投棄の撲滅などを含めた、日本の循環型社会システムへ向けた取組みについて、関係省庁が一体となった検討会を設置することに対する御省の見解を伺いたい。

（回答）

廃棄物の適正なりサイクル及び処理を進めるためには、個々の廃棄物の区分・指定等が、廃棄物の性状や処理の実情等を踏まえ、適切になされることが重要であることから、中央

環境審議会の下部組織として関係者による専門委員会を設置し、関係省庁の参加を得つつ、個々の廃棄物に係る一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し等について検討していくこととしたい。